

旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施施設募集要領

1 募集の概要

国が令和8年度より新たな給付制度として実施を予定している、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に当たり、本市がスムーズにこの制度の実施をできるよう、先立って実施される試行的事業を実施するため、当該事業を受託する事業者を募集する。

2 応募者の条件等

(1) 要件

- ア 事業を継続して実施できること。
- イ 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全であること。
- ウ 次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る者を含む。）
 - (ウ) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者

3 事業内容

旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施要綱（案）（以下「実施要綱」という。）及び旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、本市からの委託を受けて事業を行う。

4 対象児童

旭川市内に居住し、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所及び幼稚園に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童とする。

なお、認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満の児童は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月から満3歳未満の児童は対象外とする。

5 利用時間等

- (1) 午前8時から午後6時までの間の時間のうち、保護者が事前に予約申込みを行い、実施施設と調整した原則1日当たり4時間以内の時間とする。
- (2) 当該事業の1か月当たりの利用時間の上限は、10時間までとする。

6 実施要件

(1) 利用定員

- ア 定員は1施設1日当たり3名以上6名以内とし、応募の際に応募者が定員を示すこと。
- イ 実施施設は、アの定員を受け入れるに当たり必要な実施場所及び人員配置を確保すること。通常の保育室内にて事業を実施する場合は、年度途中に通常保育の登録人数が増えたことにより本事業の受け入れ定員に支障が出ないようにすること。
- ウ 4に定める対象児童のうち、いずれの年齢の児童も受け入れ可能とすること。ただし、保護者との利用調整により、日ごとに各年齢の受入児童数が変動することは差し支えない。

(2) 事業の実施場所

- ア 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所では、通常の保育室において行うこと。
- イ 幼稚園及び地域子育て支援センターでは、本事業のために確保する専用室で行うこと。
- ウ 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第57号。以下「設備運営条例」という。）第34条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

(3) 職員配置

- ア 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所で実施する場合は、通常の保育室内において、設備運営条例第36条第2項に準じた配置をすること。
- イ 幼稚園及び地域子育て支援センターで実施する場合は、事業を実施する専用室において、設備運営条例第36条第2項に規定に準じて配置するとともに、事業実施時間中の保育従事者の人数は最低2人以上配置し、そのうち保育士を2分の1以上とすること。

(4) 給食

- ア 原則、利用は午前中のみ又は午後から開始とし、食事の提供は行わないこととする。ただし、利用者から希望があり、施設にて対応可能な場合は午

前・午後をまたぐ利用をし、食事を提供することも可能とする。食事提供する場合は、実費を施設が利用者から徴収するものとする。

- イ 利用者が食事の提供を希望する場合は、事前に保護者と協議の上、適切な食事の提供に努め、特に配慮を要する児童（アレルギー児童等）の食事についても適切に対応すること。

(5) 利用調整等

ア 実施施設は、施設の状況及び申込者の希望を踏まえて、利用日及び利用時間の調整を行い、保護者と合意するものとする。

イ 実施施設は、4の対象児童のいずれの年齢の利用申込みに対しても対応できるように、必要な実施場所及び人員配置を確保すること。ただし、申込者との利用調整をして、利用する日時を調整することは差し支えない。

ウ 利用調整については、多胎児、ひとり親世帯、生活保護世帯、こどもが障害を有する場合など配慮を必要とする者（以下「該当者」という。）の定期通園を第一順位に優先し、次にそれ以外の者の定期利用の利用調整を行い、さらに定員に空きがある場合に自由利用の受け入れをすること。

なお、自由利用についても該当者の利用を優先し、さらに定員に空きがある場合にそれ以外の者を利用可能とすること。

エ 実施施設は、利用可能枠の範囲において、利用申込があった場合は、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、次の各号に該当する場合等、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに旭川市に報告しなければならない。

(ア) やむを得ない事情により必要な職員配置ができない場合

(イ) 感染症にかかり、又は悪質な疾患を有する場合

(ウ) その他、実施施設長が利用を不適当と認めたとき

(6) 効果検証

ア 本事業は試行的事業であるため、実施施設は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育従事者の声などについて、情報収集を行い、適宜旭川市に情報提供をすること。

イ 本事業の効果・課題等を検討するために旭川市から利用者にアンケートを実施する場合は、アンケートの円滑な実施等に協力すること。

7 利用者負担額

(1) 実施施設は、児童の保護者から利用料として、児童1人1時間当たり300円を徴収すること。

(2) ただし、実施要綱第14条に規定する利用料の減免が適用された場合は、当該減免後の利用料金を徴収すること。

8 委託費用

- (1) 本事業の委託費用は、児童1人1時間当たり850円とする。
- (2) ただし、仕様書に定める障害児が利用した場合に、職員配置基準に基づく人数以上に保育従事者を配置する場合は、児童1人1時間当たり400円を加算する。
- (3) 委託費用は、毎月の利用実績の報告を受け、翌月後払いとする。

9 応募の手続等

令和6年3月11日（月）から4月5日（金）までに次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び 提出部数

- | | |
|----------------|----------------------|
| ア 実施申請書（様式1） | 正本（原本）1部・副本（正本の写し）1部 |
| イ 実施施設の概要（様式2） | 正本（原本）1部・副本1部 |
| ウ 事業計画書（様式3） | 正本（原本）1部・副本1部 |
| エ 施設の配置図 | 正本（原本）1部・副本1部 |

(2) 受付時間 午前8時45分～午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

(3) 提出場所 旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係 （旭川市総合庁舎3階）

(4) 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ持参すること。

（郵送及びFAXによるものは受け付けません。）

(5) 書類の提出方法について

- ア 左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。）、目次及び項目ごとにインデックスを付けること。
- イ 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。
- ウ ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで提出すること。

(6) その他

- ア 応募は、実施施設毎に行うこと。
- イ 同一法人が、複数施設の応募を行うことも差し支えない。

10 選定

- (1) 応募者から提出された計画を旭川市において選定し、実施施設を決定する。
- (2) 選定結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知する。
- (3) 選定結果により、提案について適当でないと判断した場合は、受託事業者の決定をしないことがある。
- (4) 選定された実施施設は、事業実施に係る委託契約を旭川市と締結する。

11 審査基準

- (1) 旭川市において、別添の旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、選定の審査を行う。
- (2) 選定する施設数は最大4施設とし、定員総数12名を目安に選定を行う。
- (3) 審査基準により第一位となった施設を第一位として選定し、2施設目の選定は、市内を南北2つのエリア（※エリア図は別添参照）に区分し、第一位の施設とは異なるエリアで最高点を獲得した施設とする。なお、3施設目以降については、エリアの区分を問わず獲得点数順に（2）の基準を満たす範囲で選定する。
- (4) 審査基準において定める最低獲得点数に満たない施設は選定しない。

12 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は、原則として次のとおりとする。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質疑応答書（様式4）をこども育成課こども事業係宛てに電子メールで提出すること。その際、担当者氏名等を漏れなく記載するとともに電話連絡をすること。回答書は後日送付する。

- (2) 質問受付期間 令和6年3月11日（月）から4月5日（金）まで
（ただし、土、日曜日、祝日は除く。）

- (3) 電子メールアドレス kodomojigyo@city.asahikawa.hokkaido.jp

(4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募者に周知する。

13 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 事業実施計画書に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業実施計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) その他不正行為等があった場合

14 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めない。
- (3) 旭川市より確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリン

グを行うことがある。

- (4) 提出された書類は、返却しない。また、旭川市情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- (5) 事業実施計画書提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

15 日程

募集及び選定等のスケジュールは次のとおりとする。

令和6年3月11日(月)～4月5日(金)	事業実施計画書の提出期間
令和6年4月中	事業者の決定・通知・公表
令和6年6月1日	事業開始
令和7年3月31日	事業終了

16 添付資料

(1) 資料

- 資料1 旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施要綱（案）
- 資料2 旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業仕様書（案）
- 資料3 旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業審査基準
- 資料4 市内の南北エリア区分図
- 資料5 関係法令等

(2) 様式

- 様式1 実施申請書
- 様式2 実施施設の概要
- 様式3 事業計画書
- 様式4 質疑応答書